

令和3年3月1日

条件付き一般競争入札の実施について（公告）

富山県常願寺川公園、富山県五福公園、県民公園新港の森における植栽維持管理委託業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、受託を希望する方は応募書類を提出してください。

公益財団法人富山県民福祉公園
理事長 山本 修

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

- ① 常願寺川公園植栽維持管理その1委託業務
- ② 常願寺川公園植栽維持管理その2委託業務
- ③ 五福公園植栽維持管理委託業務
- ④ 新港の森植栽維持管理委託業務

(2) 委託業務の場所

- ① 立山町利田地内
- ② 立山町利田地内
- ③ 富山市五福地内
- ④ 射水市作道地内

(3) 委託業務の概要 ①、②、③、④、共通
植栽維持管理一式（詳細は、設計図書等による）

(4) 委託業務の期間

契約日から令和5年3月31日まで（2年間）

(5) 財団が支出する委託費の上限額（1年分の業務で消費税及び地方消費税相当額を除く。）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 常願寺川公園植栽維持管理その1委託業務 | 11,540,000円 |
| ② 常願寺川公園植栽維持管理その2委託業務 | 8,828,000円 |
| ③ 五福公園植栽維持管理委託業務 | 10,660,000円 |
| ④ 新港の森植栽維持管理委託業務 | 8,669,000円 |

(6) その他

開札は①、②、③、④の順に行う。

①、②、③、④の委託業務において、複数の入札に参加した者が委託業務を

落札したときは、当該者のそれ以降の委託業務に係る開札は行わない。

2 総合評価型方式

この入札は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素を総合的に評価する総合評価方式による。

3 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (3) 独占禁止法（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定した者。
- (4) 4の（1）に定める全ての応募書類を提出していること。
- (5) 4の（1）に定める技術資料が技術的な提案の記載内容として適正なもの。
- (6) 富山県の平成31・32年度建設工事競争入札参加資格者名簿（県内業者）に造園工事として登録された者で、常願寺川公園及び五福公園は富山土木センター（立山土木事務所を含む）が所轄する区域、新港の森は高岡土木センターが所管する区域（旧高岡市及び射水市のみを対象とする。）に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者のうち、総合数値740点以上の者又は平成23年4月1日以降において当該する公園の20,000㎡以上（一つの施設又は一つの公園の芝生の管理対象面積であり、年間の管理作業の延べ面積ではない）の芝生維持管理業務を1年間程度以上実施した者（元請けとして受注したものに限る。）
- (7) 平成23年4月1日から入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請

期限日」という。)までの間に、県立又は市立の施設で1年間に20,000㎡以上(一つの施設又は一つの公園の芝生の管理対象面積であり、年間の管理作業の延べ面積ではない)の芝生維持管理業務を実施した者。

(8) (7) に定めた条件を満たした者が通算して2年以上の実績を有すること。

4 応募書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次の応募書類を同時に提出すること。

ア 入札応募書(様式1)

イ 入札参加資格確認書(様式2)

ウ 技術資料(様式3)

(2) (1) の応募書類は、公益財団法人富山県民福祉公園のホームページトップ画面(下記URL)からダウンロードし、必要事項を記載すること。

<http://www.toyamap.or.jp/i-boshu2021-1/>

(3) 提出期間

令和3年3月10日(水)から同月11日(木)までの午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出方法

書留郵便等配達記録が残る方法による郵送(提出期間の締切日までに必着)又は持参とし、電送によるものは受け付けない。なお、直接持参される場合は、受付は行うが、その場での審査は行わない。

(5) 提出先

公益財団法人富山県民福祉公園 総務企画課

〒939-0311 射水市黒河4774-6 電話 0766-56-5556

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、令和3年3月11日(木)現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において3に掲げる条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

6 公告等に関する質問

(1) この公告及び9(1)の委託業務内容を示す仕様書等の資料に関する質問は、次に示すメールアドレスに送信する方法により行うものとする。

受付期間：令和3年3月1日(月)から同年3月6日(土)午後5時まで

受信メールアドレス：nyusatsu@toyamap.or.jp

(2) 質問に対する回答は、公益財団法人富山県民福祉公園のホームページに掲載する。

<http://www.toyamap.or.jp/i-boshu2021-1/>

7 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の結果は、令和3年3月15日(月)までに応募者に文書で通知する。

8 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間：令和3年3月17日(水)午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所：公益財団法人富山県民福祉公園 総務企画課

電話 0766-56-5556

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和3年3月22日(月)までに文書で回答する。

9 委託業務内容を示す仕様書等の資料

(1) 委託業務内容を示す仕様書等の資料は、公益財団法人富山県民福祉公園のホームページに掲載する。

<http://www.toyamap.or.jp/i-boshu2021-1/>

(2) 縦覧期間 令和3年3月1日(月)から同年3月11日(木)まで

10 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

評価値(注) = 技術評価点 ÷ 入札価格(単位：百万円)

= (標準点 + 技術加算点) ÷ 入札価格(単位：百万円)

(注) 評価値の有効数字は、5桁(6桁目の数字を四捨五入)とする。

イ 標準点とは、要求する要件を最低限満たしているが加算点を加えないときの技術提案について与える点数(100点)をいう。

ウ 技術加算点とは、(2)に規定する評価項目及び評価基準により算出される

点数をいう。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 芝生管理及び樹木管理の実績 (10点)

評価項目	評価内容及び評価基準		配点	
業務実績 (3の(6)・ (7)・(8) の業務実績) 平成23年 4月1日か ら令和2年 度までの期 間における 業務実績(都 市公園にお ける実績)	業務実績の場 所	当該公園に業務実績あり。(注1) (1年間程度以上)	6点	
		富山土木センター又は高岡土木センターが 所管する区域内において、県立都市公園で の業務実績あり。(注2)	4点	
		富山県内の都市公園で業務実績あ り。	2点	
		上記以外	0点	
	上記の受託形 態	2年間以上、連続して 同一施設を元請として 受託した施設がある。	あり	2点
			なし	0点
	上記の作業内 容	2年間以上、連続して同 一施設の全ての作業を 直営で実施した施設が ある。	あり	2点
なし			0点	

注1：当該公園とは、応募した公園のみを対象とする。

注2：業務実績とは、管理対象面積が20,000㎡以上の芝生の管理実績があることをいう。

注3：業務実績の場所における土木センター所管の区域については、1の(1)に明示した委託業務①、②、③は富山土木センター管内(立山土木事務所を含む)とし、④については高岡土木センター管内を基本とする。

イ 地域性 (配点計2点)

評価項目	評価内容及び評価基準	配点
本業務の活動 拠点となる事 務所の所在地	当該公園の管理事務所から半径5km以内	2点
	当該公園の管理事務所から半径10km以内	1点
	当該公園の管理事務所から半径10km以上	0点

ウ 有資格者 (配点計8点)

評価項目	評価内容及び評価基準		配点
有資格者種別	樹木医を雇用	2人以上	4点
		1人	2点
		なし	0点

	造園技能士 1 級の雇用人数	2人以上	2点
		1人	1点
		なし	0点
	緑の安全管理士を 1人以上雇用	あり	1点
		なし	0点
	公園管理運営士を 1人以上雇用	あり	1点
なし		0点	

エ 植物管理における考え方、取り組み、技術的な提案、対応能力及び実績
(配点計16点)

評価項目	評価内容		評価基準	配点
基本方針	植物管理に対する基本的な考え方(気象変化や利用形態などを踏まえるなど)とこれまでの具体的な組み及びそれに基づく実現可能な計画の提案	基本的な考え方	優	4点
			良	2点
			上記外	0点
	具体的な取り組み	あり	2点	
		なし	0点	
		具体的な提案	優	4点
	良	2点		
	上記外	0点		
作業の臨機対応	維持管理上の問題及びトラブルを想定し、臨機にかつ的確な対応の提案	あり	芝生	2点
			樹木	2点
		なし	0点	
減農薬管理の実績	減農薬に向けた進取な取り組みの実績	あり	2点	
		なし	0点	

(3) 技術加算点の算定

技術加算点の満点は、15点とする。よって、(2)により算出された点数の合計を次の式により割り変えた点数を技術加算点とする。

$$\text{技術加算点} = \text{入札参加者の点数の合計} \times \text{技術加算点の満点 (15点)} \div \text{配点点数の満点 (36点)}$$

(4) その他

技術資料の内容に虚偽記載または不誠実な表記があった場合には、申請を無効とし、以降の申請・入札に参加させないことがある。

11 入札期日等

(1) 入札日 令和3年3月24日(水)(時刻は、応札予定者に通知する)

- (2) 入札の場所 公益財団法人富山県民福祉公園
(太閤山ランド 赤い屋根ギャラリー)

12 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札による。
- (2) 応札価格は、1年分の費用額(税別)とする。
なお、契約は、2年間の総額で契約する。
- (3) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は、1回とする。

13 入札保証金

入札保証金は、免除する。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。
- ア 技術資料の内容が、要求する要件を最低限満たしていること。
 - イ 応札価格が1の(5)に示す上限額を超えていないこと。
 - ウ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。
基準評価値=100点(標準点)÷予定価格(単位:万円)
- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。

15 その他

- (1) この委託業務の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法その他の法令、公益財団法人富山県民福祉公園会計規則等の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は当該業務委託に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は返却しない。
- (5) 書類の汚損などやむを得ない理由がある場合以外は申請書等の差替えを認めない。

- (6) 入札書を提出するに当たっては、公告6に関する質問等の最終回答の内容を確認すること。なお最終回答は、「最終回答」として令和3年3月8日(月)までに掲載する。
- (7) 応募書に記載した事項に虚偽又は重大な誤りがあった場合は、入札に参加させないことがある。また、落札後、業務委託契約期間中にこれが明らかになった場合は契約を解除し、その後の業務の支障となる事項についてはこれを補償させることがあるものとする。この場合、公益財団法人富山県民福祉公園は申請者に対して何らの補償も行わないものとする。
- (8) 契約後において業務の一部を他者に再委託しようとする場合は、受託者自らで施工できない理由書及び再委託予定者に関する技術資料を添えて申請しなければならない。
- (9) その他不明な点については、公益財団法人富山県民福祉公園 総務企画課(電話0766-56-5556)又は公園管理課(電話0766-56-6116)に問い合わせること。